

# 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する 特別措置法案（仮称）の概要

## 背景

過去（廃棄物処理法の平成9年改正法施行前）に不適正処分された産業廃棄物

- ・生活環境の保全上の支障が長期間にわたって発生
- ・産業廃棄物に関する不信感の象徴であり、循環型社会の形成の阻害要因

時限法による財政支援等により、早期に問題解決を図る必要

## 基本方針の策定（環境大臣）

平成24年度までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を策定

- ・環境大臣は、関係行政機関の長に協議

## 実施計画の策定（都道府県又は保健所設置市）

基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定

- ・都道府県等の環境審議会及び関係市町村の意見を聴取
- ・環境大臣に対して協議（環境大臣は同意の際に総務大臣に協議）

## 特定支障除去等事業の実施

都道府県等が実施計画に基づく支障除去等事業について、自ら支障の除去等を実施

特定支障除去等事業に要する費用について国庫補助（有害性の高い廃棄物については1/2補助）

都道府県等の負担分について、地方債の起債特例

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について

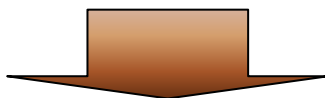
廃棄物の排出量の増加による最終処分場のひっ迫、豊島事件に代表されるような不法投棄の深刻化等



平成9年、平成12年に廃棄物処理法を改正  
不適正処理の防止・適正処理の確保のため、マニフェスト制度の強化、排出事業者責任の強化、暴力団等の欠格要件の追加、不法投棄の原状回復のための基金制度の創設などを措置



青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理の防止と適正処理の確保が必要となる一方で、適正なリサイクル推進のための制度の合理化が必要。



## (1) 廃棄物処理・リサイクルの推進のための制度の合理化

広域的なリサイクルを推進するため、環境大臣の認定により地方公共団体ごとの業の許可を不要とする特例制度の創設

一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同様の性状を有する廃棄物の処理施設について、重複して施設の許可を取ることを不要とする特例制度の創設

廃棄物処理施設整備計画の策定

## (2) 不適正処理の防止・適正処理の確保

不適正処理防止策の強化（自治体の調査権限の強化、不法投棄の未遂罪の創設など）

廃棄物でないが環境保全上の支障が生じるおそれがある使用済物品等について、必要最小限の処理基準の適用等

## (3) 役割分担の適正化

市町村で処理困難な廃棄物であって生産者等の対応が必要なものについて、所要の取組を求める枠組みの創設

産業廃棄物の不法投棄事案に対処するため、緊急時の国の調査権限の創設等